



街頭啓発活動



地区委員長会



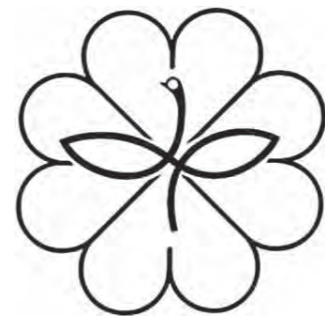
守口市民まつりにて

ひとりで心配いふ、悩みごとを抱えていませんか？

民生委員・児童委員ってご存じでしょうか。言葉聞いたことはあっても、実際の活動や内容は知らないという人も多いと思います。少子高齢化、家族構成や人々の生活スタイルの変化により、地域の中で「つながり」が薄れている時代。介護や子育てに悩みごとを抱えているながら、周りに相談できない、どうすれば良いのだろう・・・そんな人が増えています。民生委員・児童委員は、あなたの身近な相談相手として、その内容に応じて地域と行政の「つなぎ役」となり、必要な支援を行っています。どうぞお気軽にご相談ください。市民の立場にたつて、まちの福祉を担う民生委員・児童委員をご紹介します。

民生委員のマークの由来

現在のマークの図柄は、昭和35(1960)年に公募により選ばれたものです。幸せのめばえを示す四葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



問 健康福祉部総務課
TEL 06-6992-1570
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715

民生委員・児童委員とは

民生委員法により厚生労働大臣と大阪府知事から委嘱された熱意ある市民です。守口市民生委員児童委員協議会に所属し、地域に暮らす人にとっての身近な相談相手として、日常生活に関すること、医療や介護、子育ての不安など、住民のさまざまな相談に応じ、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。

現在、全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、その一部約2万1千人は主任児童委員に指名されています。

安心して相談しついでに

市内の各地区から、その地域の実情に通じた、社会福祉増進に熱意のある人などが委嘱されています。市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考などの公正な手続きを経て推薦・委嘱され、守口市では3月1日現在28人が活動しています(定数は256人)。また、民生委員・児童委員には民生委員法に定め

られた守秘義務があり、相談内容が他の人に伝わることはありませんので安心してご相談いただけます。

役割は

地域のさまざまな課題が解決できるよう、行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにおいても重要な任務を担っています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の一員ですが、子育てや、その家庭に対する相談支援活動を専門としていことから主任児童委員と呼ばれます。地区担当の民生委員・児童委員と連携しながら活動しています。

民生委員制度の歴史

民生委員制度は大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まります。

済世顧問は、第一次世界大戦の末期、物価の高騰から米騒動が起こるなど、社会不安が広まっていた中、生活困窮者が正常な社会生活を営むことができず水準にまで復元させることを仕事としていました。

大正7年には大阪府で、済世顧問制度などを研究調査の上「方面委員制度」が発足。方面委員の訪問活動によって住民の生活実態を把握し、その情報を基に、要援護者に対する救済を行うおつとするのがこの制度で、非常に画期的なものでした。

その後、昭和3年にこの方面委員制度が全国に普及し、昭和21年には名称も現在の「民生委員」に改められました。

さまざまな理由で生活上の課題を抱える人々の支えとなってきた民生委員制度は、平成29年度に100周年を迎えます。

民生委員児童委員信条

- 一 わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一 わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一 わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一 わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一 わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章(前文のみ)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境のなかで育てられる。